

練馬区障害者就労施設等からの物品等の調達方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、練馬区における調達方針を定めるものである。

1 目的

物品および役務の調達等に際し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するため必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品および役務に対する需要の拡大を図り、もって障害者の就労支援および自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、練馬区的全組織を対象とする。

3 調達方針

(1) 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第2項から第4項までに規定するつぎの障害者就労施設等とし、練馬区内に所在する施設を優先し、物品等の調達が可能な施設等とする。

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援または就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）

第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）

カ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

ケ 共同受注窓口

(2) 調達する物品等

障害者就労施設等から調達する物品等はつぎのとおりとする。(下表に記載のないものであっても、調達可能な物品および役務であれば対象とする。)

区分	品目	例
物品	紙製品	カレンダー、手すきハガキ、ポチ袋、一筆箋など
	食品類	菓子、弁当、おにぎり、パン、ジャム、梅干しなど
	生活雑貨	アクリルたわし、コースター、マグカップ、ペンケース ペン立てなど
	小物雑貨	トートバック、ポーチ、ストラップなど
役務	軽作業	封入、ラベル貼り、チラシ折り、箱折り、商品の袋詰めなど
	清掃等	清掃作業、除草作業など
	印刷	名刺、チラシ、封筒、冊子など
	その他	レストラン、喫茶店など飲食店の運営、売店

(3) 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性および競争性に留意しつつ、この方針の主旨に沿うよう、障害者就労施設等からの物品の調達の推進に努める。

4 物品等の調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、つぎの取り組みを行うものとする。

(1) 情報の提供

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供できる物品および役務を確認の上、庁内各部署へ情報を提供する。

(2) 受注機会増大のための措置

物品等の調達に当たっては、適正な価格や品質を確保しつつ、つぎの観点についても配慮することとする。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

イ 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、可能な限り分離分割発注を行

- うなど、発注方法を考慮するように努める。
- ウ 障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間および発注量を考慮するように努める。
- エ 生産能力や納期の関係で、単独の事業所で需要に応じることができない場合は、共同受注窓口等を活用する。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な使用、競争性および透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

5 実績の公表

本方針に基づいて行った物品等の調達の実績については、年度終了後に、福祉部障害者施策推進課で取りまとめ、ホームページ等で公表する。

6 その他

- (1) 外郭団体および指定管理者に対して、本方針の趣旨について、所管より説明し、協力を仰ぐこと。
- (2) 障害者就労施設等からの物品の調達に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行う。